

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	1
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,250 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● ゴミ箱は市が設置するが、びんを扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。 		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 7,764円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 7,722本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	2
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,250 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● ゴミ箱は市が設置するが、びんを扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。 		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 7,764円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 1,241本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	3
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,250 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● ゴミ箱は市が設置するが、びんを扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。 		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 7,764円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 10,494本
-----------------	--------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	4
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,250 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● ゴミ箱は市が設置するが、びんを扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。 		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 7,764円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 2,643本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	5
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,250 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● ゴミ箱は市が設置するが、びんを扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。 		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 7,764円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 10,426本
-----------------	--------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	6
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,250 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none">● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。● ゴミ箱は市が設置するが、燃えるゴミ・缶・ペットボトル以外の容器を扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。● 設置許可申請は毎年度単位で行う。		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	アイスクリーム類
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 包装されたもの
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> コールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 7,764円(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(9台) 【販売品目: コーヒー、清涼飲料水(ジュース、お茶)、乳飲料】
-------------	--

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 9,815本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	7
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	1階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,450mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none">● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。● 設置許可申請は毎年度単位で行う。		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド
容器	<input checked="" type="checkbox"/> びん
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> コールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 9,012円(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(9台) 【販売品目: コーヒー、清涼飲料水(ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	--

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 13,634本
-----------------	--------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	8
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	2階ホール	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,100 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input type="checkbox"/> 要新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● ゴミ箱は市が設置するが、びんを扱う場合は新たにゴミ箱を設置すること。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。 		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん (びんは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 6,828円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 2,587本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	9
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	入口脇	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,600 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none">● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。● 設置許可申請は毎年度単位で行う。		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 9,948円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 2,181本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------

令和7年度設置 物件別仕様書

物件番号	10
設置台数	1台

1 設置に関する仕様

施設名称	紫雲の郷		
施設所在地	新発田市藤塚浜 966		
設置場所	入口脇	土地・建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物
設置場所寸法	幅 1,600 mm以内	既設自販機の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (⇒入替) <input type="checkbox"/> なし
	奥行 1,000 mm以内	電気の子メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 要新設 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
	高さ 2,200 mm以内	使用済み容器回収ボックス	<input checked="" type="checkbox"/> 新設置 ・ <input type="checkbox"/> 設置済み
設置開始日	令和7年4月1日	設置可能期限	令和12年3月31日まで
特記事項	<ul style="list-style-type: none">● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議のうえ令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。● 設置場所には、自動販売機本体のほか、ゴミ箱・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。● 設置許可申請は毎年度単位で行う。		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶、乳飲料
商品	<input checked="" type="checkbox"/> コールド <input checked="" type="checkbox"/> ホット (冬季)
容器	<input checked="" type="checkbox"/> 缶 <input checked="" type="checkbox"/> ペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> びん・紙パック (びん・紙パックは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	<input checked="" type="checkbox"/> ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第238条の4第7号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市行政財産使用料徴収条例第2条による 9,948円 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

※使用料は、消費税増税等に伴い、年度毎に変動する可能性あり。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	10%
-------	-----

5 その他

同一施設内の他の自販機	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (9台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)、乳飲料、アイス】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績 または見込み	2023年度売上本数 2,414本
-----------------	-------------------

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	観光振興課観光施設係	電話	0254-28-9960
-------	------------	----	--------------